

令和5年度採用 茅野市地域おこし協力隊員（広域もりぐらし推進担当枠）

募集要領

茅野市では、第2次茅野市地域創生総合戦略において、「“若者に選ばれるまち”の実現」を目指すまちの姿に掲げ、公民連携・産業間連携による地域の森林資源を核とした持続可能な地域循環（もりぐらし）を推進する新しい取組を進めています。

令和5年度における地域おこし協力隊員の募集枠のうち、「広域もりぐらし推進担当枠」を1名、募集します。

1 地域おこし協力隊員（広域もりぐらし推進担当枠）募集の背景

茅野市は、長野県東南部の山梨県寄りに位置し、東京と名古屋のどちらからも2時間強でアクセスできる人口5万5千人の高原都市です。市内には、国指定の特別史跡である尖石遺跡や国宝土偶「縄文のビーナス」、「仮面の女神」に代表されるように、縄文の太古から続く人の営みがあり、諏訪大社御柱祭を始めとする地域色豊かな文化的魅力が溢れていることが自慢です。また、八ヶ岳連峰の山麓に抱かれた茅野市には、約1万戸の別荘があると言われ、多くの文化人が愛した避暑地である「蓼科」や、多彩なアクティビティが楽しめる「白樺湖」、「車山高原」があり、年間を通じて多くのファンが訪れる観光立市でもあります。

さらに、食物繊維が豊富な天然寒天の生産が日本一であり、高原野菜をはじめ蕎麦や味噌など、様々な名産品がある一方、茅野市の主力産業は「東洋のスイス」と呼ばれた精密加工を中心に発展した製造業となっており、小規模な自治体でありながら多くの地域資源とバランスの取れた地域産業に恵まれた地方都市です。

しかし、茅野市においても、全国で進行している少子高齢化問題は例外ではなく、最近の10年間で生産年齢人口は15%減少し、高齢化率が40%を超える集落も増え、地域の担い手不足が深刻になりはじめています。

また、茅野市を含め八ヶ岳西麓に広がる森林は、戦後に植林されたカラマツの人工林が主となっていますが、人工林は定期的の間伐などの保全措置を行わないと森林が持つ本来の力が弱ってしまい、土砂崩れなどの災害につながるといわれています。残念ながらこの地域の森林は、必ずしも十分に保全措置が行われているとは言えない状況にあります。このままでは、今後の気候変動に伴う豪雨災害等によって地域住民や住居、施設に重大な被害を及ぼす恐れがあるだけでなく、リゾート地としての価値や魅力が損なわれてしまうことが危惧されます。茅野市が有する八ヶ岳西麓の自然環境や景観は、地域住民のみならず多くの旅行者や別荘所有者等にとっても貴重な付加価値をもたらしています。今後、次世代にこの魅力ある自然環境や景観を残し、繋げていくためにも、この地域が森林資源を核とした持続可能な地域循環（もりぐらし）を推進していく必要があります。

したがって、茅野市では公民連携・産業間連携により、地域の森林資源の経営管理等を一体的に行う持続可能な仕組みづくりと、地域の林業活性化に向けた人材確保を同時並行的に進めていく新しいチャレンジに取り組みたいと考えています。

2 地域おこし協力隊員（広域もりぐらし推進担当枠）募集要領

（1）目的

「第2次茅野市地域創生総合戦略」に掲げる「“若者に選ばれるまち”の実現」を目指し、公民連携・産業間連携による地域の森林資源を核とした持続可能な地域循環（もりぐらし）を推進する新しい取組の担い手となる人材を確保し、その定住を図ることを目的とします。

（2）募集人員

広域もりぐらし推進に従事する者 1名

※任用については、令和5年度予算が茅野市議会の議決を経て成立することを前提としています。予算の状況によっては任用ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（3）応募条件

応募には、次に掲げるすべての条件に該当する必要があります。

（i）地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

（ii）3大都市圏の都市又は政令指定都市のうち条件不利地域を除く地域に生活の拠点があり、委嘱の日以降、茅野市に生活の拠点を移し、住民票を異動することができる方

※ 地域要件については、総務省の「地域おこし協力隊」のホームページを確認してください。

（iii）地域の活性化に関する意欲及び知見を有し、積極的にコミュニケーションや協働ができる方

（iv）茅野市に定住しようとする意思のある方

（v）おおむね1年以上の活動ができる方

（vi）普通自動車免許を有する方

（vii）パソコンの基本操作ができる方

（viii）土日及び祝日の行事参加や夜間の会議出席などができる方

（ix）熱意を持って林業の技術、知識を習得できる方

（x）山林の現場作業に取り組む体力に自信のある方

（4）活動内容

（i）産業の振興に関する活動

（ii）産業及び地域の連携推進に関する活動

（iii）移住及び定住の促進に関する活動

（iv）地域資源の発掘、商品開発及び販売促進に関する活動

（v）地産地消の推進に関する活動

（vi）その他市長が特に必要と認める活動

(5) 職務の概要

以下の業務に従事する。

- (1) 地域の森林資源の経営管理等を一体的に行う持続可能な仕組みづくりに関する業務
- (2) 森林資源を核とした持続可能な地域循環（もりぐらし）の推進に必要な様々な関係者、団体、事業者間の調整、連携促進に関する業務
- (3) 林業の実務を通じた森林整備・森林管理に関する技術・知識の習得
- (4) 地域の森林資源や林業の魅力の情報発信、体験交流イベントの企画運営等によるもりぐらし推進・林業の担い手の獲得、育成に関する業務

(6) 雇用形態及び期間

<p>(i) 雇用形態</p>	<p>○身 分 地方公務員法第 22 条 2 第 1 項の規定による会計年度任用職員。</p> <p>○勤務日 基本的には、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までの間と祝日を除く月曜日から金曜日までの週 5 日の勤務ですが、シフト制により土曜日、日曜日、祝日も勤務日になる場合があります。</p> <p>○勤務時間 原則として 9 時から 1 7 時まで（うち 1 時間の休憩）としますが、夜間会議等によりシフト勤務となる場合があります。</p> <p>○勤務場所（配属） 商工課に配属され、広域もりぐらし推進の業務にあたります。</p>
<p>(ii) 雇用期間</p>	<p>○雇用期間 令和 5 年 4 月 1 日以降の委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の末日までとしますが、再委嘱ができるものとし、最長雇用期間は、3 年間とします。ただし、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、雇用期間中であってもその職を解くことがあります。</p>

(7) 報酬及び通勤に係る費用の支給

<p>職務に必要な経験、資格、技術を有すると認められる隊員</p>	<p>○報酬月額 173,148 円（1 年目）～ 期末手当あり：年 2 回（6 月、1 2 月。在職期間に応じて支給率が変動。） ※条件に当てはまる場合、時間外勤務手当、休日勤務手当を支給</p> <p>○通勤に係る費用 茅野市一般職員の通勤手当に相当する金額を旅費として支給</p>
-----------------------------------	---

(8) その他待遇及び福利厚生

(i) 住居	○住居に関する費用 サンコーポラス旭ヶ丘(5階建市営住宅 3DK)に入居する場合は、隊員として委嘱する間の家賃(敷金を含む)を市が負担します。転居に要する費用、生活用品、水道光熱費及びライフラインの開通・開栓に係る費用は自己負担です。 ※入居に際しては、サンコーポラス旭ヶ丘自治会への加入が条件です。 ※駐車場は、1台無料ですが、2台目以降は自己負担(月額3,000円)です。
(ii) 社会保険等	○社会保険等 社会保険及び雇用保険に加入します。(自己負担分は報酬から天引きになります。)
(iii) 有給休暇	○年次有給休暇 任期に応じて年次有給休暇(最大20日)があります。 ○年次有給休暇以外の休暇 忌引及び公民権の行使等の有給の休暇や、育児休暇及び介護休暇等の無給の休暇があります。
(iv) 活動に使用する車両及びパソコン等備品	○勤務時間中の活動に使用する車両及びパソコン等備品 市が貸与するものを使用してください。 ※通勤その他私生活には使用できません。

(9) 服務

- (i) 隊員は、その活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。
- (ii) 隊員は、任務を誠実公正に遂行しなければなりません。
- (iii) 任務の遂行にあたっては、市長の指示に従わなければなりません。
- (iv) 隊員は、活動に必要な知識を深めるために自己研鑽に努めなければなりません。

(10) 応募手続

- (i) 応募用紙(様式1)
茅野市ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/syoukou/r5chiikiokoshi-shoko.html>
- (ii) 募集期間 2023年6月30日(金)まで
※ただし、応募があり次第随時選考を行うため、定員に達した時点で募集を終了します。
- (iii) 応募方法
応募用紙(様式1)に住民票の写し、普通自動車免許証の写しを添付し、下記に郵送、

持参又は Email（添付書類はスキャン又はカメラ等で画像ファイルにしたもの）でお送りください。

〒391-8501

長野県茅野市塚原 2 - 6 - 1

茅野市 産業経済部 商工課 工業・産業振興係

電話： 0266-72-2101（内線 433） F A X： 0266-72-4255

e-mail： shoko@city.chino.lg.jp

(11) 選考

(i) 第一次選考

応募書類による選考を行います。選考結果は、応募者に文書で通知し、合格者には第二次選考の案内を送付します。

(ii) 第二次選考

茅野市役所において、面接を行います。選考結果は、面接者全員に通知します。

(iii) 選考にあたり特に考慮する経験、資格、技術等

選考にあたっては、“若者に選ばれるまち”を目指す主体性、社会人としてのキャリアや実績を重視し、特に下記の経験、資格、技術等を考慮します。応募書類への記載と併せ、面接に際してはアピールをしていただきますようお願いします。

ア 多くの人を巻き込むコミュニケーション力や営業力

イ 民間事業者や NPO 等における事業運営に関する実務経験

ウ 森林管理、林業に関する実務経験

エ 未経験分野や新たな挑戦に対する意欲や経験

オ 任期終了後も本業務の実績を基に茅野市内で事業活動を続けていくことへの意欲

(12) その他

(i) 不採用となった場合の理由等はお答えできません。

(ii) 応募書類等はお返しいたしません。当市が責任をもって保管し、処分いたします。